

日本福祉教育・ボランティア学習学会
雑誌監修に関する倫理ガイドライン（2019年4月理事会修正案）

第1条（目的）

日本福祉教育・ボランティア学習学会会則第3条に基づき、福祉教育・ボランティア学習に関する研究と実践の発展に資することを目的とする雑誌「ふくしと教育」の監修に際して、倫理的基準を明示するために、研究倫理規定第3条第2項に基づき本ガイドラインを定める。

第2条（ガイドラインの性格）

監修者は、本ガイドラインにそって本雑誌を監修し、執筆者に対してはこれを参考にするよう求める。

2 本ガイドラインの改廃は理事会において行う。

第3条（被掲載者の人権と名誉の尊重について）

監修者は執筆者に対して、固有名詞、写真を掲載する際には被掲載者全員の同意を得た上で、同意を得たことを証する証拠を残すよう求めなければならない。

2 被掲載者の同意を得ることができない場合は、代諾者による同意を得るか、あるいは固有名詞、写真に適切な加工を施した上で掲載できるものとする。

第4条 剽窃の防止

監修者は執筆者に対して、自説と他説の区分を明確にし、他説については出典を明示するよう求めなければならない。

第5条 倫理チェックの体制と範囲

発行人及び編集長は、原稿に著しい倫理の逸脱がないことを確認する。逸脱の恐れがあった場合は、編集委員会において処理する。

本ガイドラインは、年 月 日より施行する。

以上